

社会福祉法人本別町社会福祉協議会役員報酬規程

平成 28 年 12 月 20 日 制 定

(目的)

第 1 条 本規程は、社会福祉法人本別町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）定款第 25 条の規定に基づき役員報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 次の各号に掲げる役員について、当該各号に定める額を役員報酬として支給し、その他の役員についてはこれを支弁しない。

(1) 会長 月額 70,000 円

(役員報酬の支給)

第 3 条 役員報酬は、当月分を毎月 21 日に支払う。ただし、その日が休日にあたる時は、職員の給与に関する規程第 9 条第 1 項に準じた日に支払う。

2 役員報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の預貯金口座に振り込むことによって支給することができる。

3 前条各号に掲げる役員が、月の途中で就任したときは、就任した日の属する月から役員報酬の支給を開始し、月の途中で退任したときは、退任した日の属する月を以ってその支給を終了する。

(公表)

第 4 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規程は、平成 28 年 12 月 20 日に制定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。